

不正防止対策基本指針

公益社団法人母子保健推進会議は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正防止対策の基本方針を以下の通り策定し、公的研究費等の適正な管理・運営を行います。

1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

研究活動等不正防止に関する法令、国および研究費の配分機関等の定める方針、ガイドライン等を順守します。

2. 責任体制の明確化

公的研究費等を適正に管理・運営するために責任体制を以下の通り定めます。

最高管理責任者：理事長

統括管理責任者：常務理事

コンプライアンス推進責任者：会長

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

当法人における不正を誘発するの要因を排除し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正防止を図るため、以下の取組を行います。

(1) 職務権限、役割分担、ルールの明確化を進める。

(2) コンプライアンス教育などによる関係者の意識向上を図り誓約書等を徴求する。

4. 各種規程、運用ルールの整備

公的研究費等の不正行為の防止に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を関係者に周知徹底します。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用等に関する通報に対応するため、以下の通報窓口、相談窓口を設置します。

株式会社樋口会計事務所

住所：東京都港区新橋 2-20-15 電話：03-6264-5440

6. モニタリング

公的研究費等の適正な管理のため、発注・検収・支払等の実施状況および証憑書類は総務・経理係で統括し、物品の実査等による執行管理を行います。

令和2年4月

公益社団法人母子保健推進会議

理事長 原澤 勇